

○おおい町企業振興条例

平成18年3月3日

条例第151号

改正 平成20年12月19日条例第36号

平成31年3月19日条例第7号

令和6年3月21日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、本町における事業者の育成と企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、もって企業の振興と雇用機会の拡大を図り、本町産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 製造業、先端的農商工連携施設、卸売・小売業及びサービス業又は町長が特に認める事業を営む者をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの。以下「産業分類」という。）に掲げる製造業に属する事業をいう。
- (3) 先端的農商工連携施設 農産物工場（人工光源をはじめとする植物の生育に必要な環境条件を最適化させる環境制御システムにより、農産物を効率的・計画的に生産する施設又はその基準に準ずる施設）等、先端的な技術の利用により、農林水産物を生産するもので、町長が認めるものをいう。
- (4) サービス業 産業分類に掲げる情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）に属する事業で、風俗営業（風俗営業等の規制及び業務

の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及びこれに類する営業をいう。）の対象とならないものをいう。

(5) 卸売・小売業 産業分類に掲げる卸売業又は小売業に属する事業をいう。

(6) 工場等 事業の用に供する建物、機械器具及び構築物をいう。

(7) 建設 工場等の新設、増設及び移設をいう。

(奨励措置)

第3条 町長は、本町内に工場等を建設する事業者で、この条例の目的に適合すると認めるものに対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。

(1) 助成金等（以下「助成金」という。）の交付

(2) 用地のあっせん

(3) その他必要と認める事項

2 前項第1号に規定する助成金は、町長が助成金の交付の指定をした事業者（以下「指定事業者」という。）に限り規則で定めるところにより交付する。

(指定の申請)

第4条 助成金の交付の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(指定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるものについて指定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による指定をするときは、公害防止に関する協定の締結その他必要な条件を付することができる。

(指定の取消し等)

第6条 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止し、又は正当な理由がなく休止したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により、指定を受けたとき。
- (3) 指定の内容又はこれに付した条件を満たさなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、町長が特にその必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対し、助成金の交付を行わず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告又は調査)

第7条 町長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、指定事業者に対し報告を求め、又は当該職員をして実地に調査させることができる。

(指定の承継)

第8条 指定事業者に相続、譲渡又は合併の理由により変更が生じたときは、指定事業者が行う事業が継続される場合に限り、当該事業の承継者は、町長にその旨を申請して、引き続き指定を受けることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大飯町企業振興条例（平成6年大飯町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月19日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月19日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 1 日条例第 1 1 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。